

平成28年度 通関士本試験

通 関 業 法

試 験 問 題（時間 50分）

注 意 事 項

- 1 問題の解答は、別紙の答案用紙に記入してください。
- 2 答案用紙に氏名、受験地及び受験番号を忘れずに記入してください。
- 3 問題集及び答案用紙の再交付はいたしません。
- 4 第6問から第10問までの問題については、解答のすべてが正解した場合のみ得点が与えられます。

【選 択 式】 —— 第1問～第5問：各問題5点 第6問～第10問：各問題2点 ——

第1問 次の記述は、通関業法第9条に規定する営業区域の制限に関するものであるが、
（ ）に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

通関業者は、通関業の許可に係る（ イ ）の管轄区域（通関業務を行うことができる（ ロ ）を限定する（ ハ ）を付された場合には、当該限定された（ ロ ）。）内においてのみ、通関業を営むことができる。

ただし、（ ニ ）から依頼を受けた通関業務その他税関官署に対する手続で（ ホ ）ものについては、当該許可に係る（ イ ）の管轄区域外においても、当該手続に係る通関業務を行うことができる。

① 依頼者	② 営業所	③ 緊急を要する
④ 恒常的な	⑤ 条件	⑥ 税関
⑦ 制限	⑧ 制約	⑨ 相互に関連する
⑩ 他人	⑪ 地域	⑫ 同一人
⑬ 場所	⑭ 範囲	⑮ 輸出入者

第2問 次の記述は、通関業法第11条の2に規定する通関業の許可の承継に関するものであるが、()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 通関業者について相続があったときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合において、その（イ）により通関業の許可に基づく（ロ）を承継すべき相続人を選定したときは、その者）は、被相続人の当該許可に基づく（ロ）を承継する。この場合において、当該許可に基づく（ロ）を承継した者は、被相続人の死亡後（ハ）、その承継について税関長に承認の申請をすることができる。
- 2 通関業者について合併若しくは（ニ）（通関業を承継させるものに限る。）があった場合又は通関業者が通関業を譲り渡した場合において、（ホ）税関長の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは（ニ）により通関業を承継した法人又は通関業を譲り受けた者は、当該合併により消滅した法人若しくは当該（ニ）をした法人又は当該通関業を譲り渡した者の当該通関業の許可に基づく（ロ）を承継することができる。

① 3月以内に	② 6月以内に	③ 60日以内に
④ あらかじめ	⑤ 移転	⑥ 過半数の同意
⑦ 権利	⑧ 全員の確認	⑨ 全員の同意
⑩ 直ちに	⑪ 地位	⑫ 遅滞なく
⑬ 分割	⑭ 変更	⑮ 身分

第3問 次の記述は、通関業法第14条に規定する通関士の審査に関するものであるが、
()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 通関業者は、(イ) に応じて税関官署に提出する(ロ) の申請に係る申請書(通関士が(ハ) している営業所における通関業務に係るものに限る。)については、通関士にその内容を審査させ、かつ、これに(ニ) させなければならない。
- 2 通関業法第14条(通関士の審査等)の規定による通関士の(ニ) の有無は、同条に規定する通関書類の効力に影響を(ホ)。

① 与える	② 依頼者からの指示	③ 及ぼさない
④ 及ぼす	⑤ 関与	⑥ 記名押印
⑦ 承認取得者の承認	⑧ 所属	⑨ 署名
⑩ 他人の依頼	⑪ 通関業務に従事	⑫ 同意
⑬ 特例輸入者の承認	⑭ 認定通関業者の認定	⑮ 必要

第4問 次の記述は、通関業法第34条に規定する通関業者に対する監督処分に関するものであるが、()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 税関長は、通関業者が通関業法第3条第2項（通関業の許可）の規定により許可に付された（ イ ）に違反したときは、その通関業者に対し、戒告し、（ ロ ）以内の期間を定めて通関業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は許可の（ ハ ）をすることができる。
- 2 税関長は、通関業者に対して監督処分をしようとするときは、（ ニ ）の意見を聞かなければならず、また、当該監督処分をするときは、（ ホ ）により、その旨を当該通関業者に通知しなければならない。

① 1年	② 2年	③ 3年
④ 解除	⑤ 口頭	⑥ 条件
⑦ 審査委員	⑧ 制限	⑨ 総務大臣
⑩ その理由を付記した書面	⑪ 対面	⑫ 中止
⑬ 通関士	⑭ 取消し	⑮ 要件

第5問 次の記述は、通関業法に規定する罰則に関するものであるが、() に入るべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 偽りその他不正の手段により通関業法第31条第1項（確認）の確認を受けた者は、6月以下の（ イ ）又は（ ロ ）以下の罰金に処することとされている。
- 2 法人の（ ハ ）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、通関業法第38条第1項（報告の徴取等）の規定による（ ニ ）の質問に答弁をしなかった。このとき、当該答弁をしなかった者に対して、同法第43条の規定による（ ホ ）場合には、その法人又は人に対し、同条の（ ホ ）こととされている。

① 3万円	② 5万円	③ 10万円
④ 依頼者	⑤ 改善計画書の提出を求める	⑥ 禁錮
⑦ 拘留	⑧ 財務大臣	⑨ 税関職員
⑩ 代表者	⑪ 懲役	⑫ 罰金刑を科する
⑬ 筆頭株主	⑭ 報告を徴する	⑮ 役員

第6問 次の記述は、通関業法第2条に規定する通関業務及び同法第7条に規定する関連業務に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 他人の依頼によりその者を代理して行う関税法第75条（外国貨物の積戻し）の規定に基づく本邦から外国に向けて行う外国貨物の積戻しの申告は、通関業務に含まれる。
- 2 他人の依頼によりその者を代理して行った輸入申告に関し、当該輸入申告から許可を得るまでの間にその者の依頼によりその者を代理して行う当該輸入申告に係る関税法第69条第2項（貨物の検査場所）の規定による指定地外貨物検査の許可の申請手続は、関連業務に含まれる。
- 3 通関業者は、関連業務に関して帳簿を設け、その収入に関する事項を記載しなければならないが、その取扱いに関する書類を一定期間保存する必要はない。
- 4 他人の依頼によりその者を代理して行う輸入の許可後に行われる特例申告は、通関業務に含まれる。
- 5 関税法の規定に基づく税関長の処分につき、他人の依頼によりその者を代理して行う当該税関長に対する関税法第89条第1項（再調査の請求※）の規定による再調査の請求に係る書類の作成は、関連業務に含まれる。

※ 本試験では「異議申立て」となっていたが、法改正によりこのように訂正を行った。

第7問 次の記述は、通関業法第10条に規定する通関業の許可の消滅及び同法第11条に規定する通関業の許可の取消しに関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 通関業者が兼業している通関業以外の事業を全て廃止した場合であっても、その通関業の許可は消滅しない。
- 2 税関長は、通関業者が破産手続開始の決定を受けたときは、その通関業の許可を取り消すことができる。
- 3 税関長は、通関業者が偽りその他不正の手段により通関業の許可を受けたことが判明したことにより、その通関業の許可を取り消そうとするときは、当該通関業者の利害関係者の意見を聞かなければならない。
- 4 税関長は、通関業者が5年間通関業務を行わなかったときは、その通関業の許可を取り消すことができる。
- 5 通関業者が通関業を廃止したときは、その通関業の許可は消滅する。

第8問 次の記述は、通関業法第13条に規定する通関士の設置に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 通関士の設置を要する地域にある営業所の責任者は、通関士でなければならない。
- 2 通関業者は、通関士の設置を要する地域にある営業所でその許可に条件が付されていない場合には、その営業所において取り扱う通関業務に係る貨物が一定の種類の貨物のみに限られているときであっても、当該営業所に通関士を置かなければならない。
- 3 通関業者は、通関士の設置を要する営業所について、専任の通関士が退職したことにより当該営業所に専任の通関士がいなくなった場合には、3月以内に当該営業所に専任の通関士を置かなければならない。
- 4 通関業者は、通関士の設置を要する営業所ごとに、専任の通関士2人以上を置かなければならない。
- 5 通関業者は、通関士の設置を要する営業所であっても、当該営業所における通関業務の量からみて専任の通関士を置く必要がないものとして税関長の承認を受けた場合には、専任の通関士を置くことを要しない。

第9問 次の記述は、通関業法に基づく義務に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 通関士は、通関士の信用又は品位を害するような行為をしてはならないが、法人である通関業者の役員はこの限りではない。
- 2 通関業者は、通関業務のほか関連業務についても、その料金の額を営業所において依頼者の見やすいように掲示しなければならない。
- 3 通関業者は、その名義を通関業の許可を受けていない法人に通関業のため使用させようとする場合には、あらかじめ財務大臣の許可を受けなければならない。
- 4 通関士その他の通関業務の従業者は、これらの者がこれらの者でなくなった後も、正当な理由がなくて、通関業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。
- 5 通関業務を行う営業所の責任者及びその従業員は、あらかじめ通関業務に関する研修を受けなければ、その通関業務に従事することができない。

第10問 次の記述は、通関業法第31条に規定する税関長の確認に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 通関士試験に合格した後、通関業者の通関業務に従事することなくその合格の日から10年が経過した者は、通関士となることができない。
- 2 通関士試験に合格した者は、税関長の確認を受けていなくても、通関業法第14条（通関士の審査等）の規定に基づき通関士として通関書類の審査を行うことができる。
- 3 通関業者は、通関士試験に合格した者を通関士という名称を用いてその通関業務に従事させようとするときは、その者が通関士試験を受験した地を管轄する税関長の確認を受けなければならない。
- 4 専任でない通関士として通関業者の通関業務に従事している者であっても、他の通関業者の通関士となることができる。
- 5 日本国籍を有しない者であっても、通関士となることができる。

【択一式】 —— 各問題1点 ——

第11問 次の記述は、通関業法第2条に規定する通関業務及び同法第7条に規定する関連業務に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 他人の依頼によりその者を代理して行う輸出申告に併せて行う保税運送の承認申請手続は、関連業務に含まれる。
- 2 他人の依頼によりその者を代理して行う輸入申告の前に行う当該輸入申告に係る開庁時間外の事務の執行を求める届出の手続は、関連業務に含まれる。
- 3 他人の依頼によりその者を代理して行う輸入申告に関し、当該輸入申告に係る貨物につき必要とされる家畜伝染病予防法の規定に基づく動物の輸入に関する届出手続は、関連業務に含まれる。
- 4 他人の依頼によりその者を代理して行う関税に関する納税申告に併せて行う消費税に関する納税申告手続は、関連業務に含まれる。
- 5 他人の依頼によりその者を代理して行う本邦と外国との間を往来する船舶への内国貨物である船用品の積込承認申告手続は、通関業務に含まれる。

第12問 次の記述は、通関業の許可及び営業所の新設の許可に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 弁護士が弁護士法に基づきその職務として通関業務を行う場合であっても、通関業の許可を受けなければならない。
- 2 通関業者が、通関業の許可に係る税関に隣接する他の税関の管轄区域内に通関業務を行う営業所を新たに設けようとする場合には、新たに通関業の許可を受けることを要しない。
- 3 通関業者は、通関業務を行う営業所を新たに設けようとするときは、その人的構成に照らして、その行おうとする通関業務を適正に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有していなければならない。
- 4 税関長は、通関業の許可をしようとするときは、公聴会を開いて利害関係者の意見を聴かなければならない。
- 5 通関業の許可を受けた者は、通関業以外の事業を営んではならない。

第13問 次の記述は、通関業法第6条に規定する欠格事由に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 通関士試験に合格した者を雇用していない者は、通関業の許可を受けることができない。
- 2 破産者であって復権を得ないものを従業者として雇用している者は、通関業の許可を受けることができない。
- 3 関税法第111条（許可を受けないで輸出入する等の罪）の規定に該当する違反行為をして同法の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受けた者であって、その通告の旨を履行した日から3年を経過しないものは、通関業の許可を受けることができない。
- 4 港湾運送事業法の規定に違反し罰金の刑に処せられた者であって、その刑の執行を終えた日から3年を経過しないものは、通関業の許可を受けることができない。
- 5 公務員で懲戒免職の処分を受けた者であって、その処分を受けた日から3年を経過しないものは、通関業の許可を受けることができない。

第14問 次の記述は、通関業法第10条に規定する通関業の許可の消滅及び同法第11条に規定する通関業の許可の取消しに関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 通関業者が通関業を休止したときは、通関業の許可は消滅する。
- 2 法人である通関業者が解散したときは、通関業の許可は消滅する。
- 3 税関長は、通関業者が被保佐人となったときは、通関業の許可を取り消すことができる。
- 4 税関長は、法人である通関業者の役員が輸入してはならない貨物を輸入したとして関税法の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受けたときは、通関業の許可を取り消すことができる。
- 5 税関長は、法人である通関業者の役員が禁錮の刑に処せられたときは、通関業の許可を取り消すことができる。

第15問 次の記述のうち、通関業法第12条に規定する通関業の許可に係る変更等の届出を要する場合に該当するものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、該当するものがない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 通関業者が、その通関業の許可に係る税関の管轄区域外において新たに通関業の許可を受けた場合
- 2 通関業務を行う従業者が通関士試験に合格した場合
- 3 法人である通関業者の資本金の額に変更があった場合
- 4 法人である通関業者が解散した場合
- 5 法人である通関業者の事業年度に変更があった場合

第16問 次の記述は、通関業法第15条に規定する更正に関する意見の聴取及び同法第16条に規定する検査の通知に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 通関業者が他人の依頼によりその者を代理して行った納税の申告について更正をすべき場合において、当該更正が、当該申告に係る貨物の関税率表の適用上の所属に係る解釈が相違していたことに基因して、納付すべき関税の額を増加するものであるときは、税関長は、当該通関業者に対し、当該相違に関し意見を述べる機会を与えなければならない。
- 2 通関業者が他人の依頼によりその者を代理して行った納税の申告について更正をすべき場合において、当該更正が、当該申告に係る貨物の課税価格が相違していたことに基因して、納付すべき関税の額を減少するものであるときは、税関長は、当該通関業者に対し、当該相違に関し意見を述べる機会を与えることを要しない。
- 3 通関業者が他人の依頼によりその者を代理して輸出申告をした場合において、税関長は、税関職員に当該申告に係る貨物につき必要な検査をさせるときは、当該通関業者又はその従業者の立会いを求めるため、その旨を当該通関業者に通知しなければならない。
- 4 通関業者が他人の依頼によりその者を代理して保税工場に保税作業のため外国貨物を置くことの承認の申請をした場合において、税関長は、税関職員に当該申請に係る貨物につき必要な検査をさせるときは、当該通関業者又はその従業者の立会いを求めるため、その旨を当該通関業者に通知しなければならない。
- 5 通関業者が他人の依頼によりその者を代理して行った納税の申告について更正をすべき場合において、当該更正が、転記の誤りに基因して納付すべき関税の額を増加するものであるときは、税関長は、当該通関業者に対し、当該転記の誤りに関し意見を述べる機会を与えることを要しない。

第17問 次の記述は、通関業者及び通関士の義務に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 通関士は、正当な理由がなくて、通関業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならないが、当該通関士が通関業者の通関業務に従事しないこととなったときから3年が経過した後はこの限りではない。
- 2 通関士は、その名義を他人に通関業務のため使用させてはならないが、通関業者の通関業務に従事しないこととなった場合であってその旨の届け出を行ったときは、この限りではない。
- 3 通関業者は、通関業の許可証を営業所において依頼者の見やすいように掲示しなければならない。
- 4 通関業者は、取り扱う通関業務が通関士の設置を要する地域以外の地域においてのみ行われることになっている営業所に通関士を置いている場合には、当該通関士に当該営業所における通関業務に係る通関書類の審査をさせる必要はない。
- 5 通関業者は、通関業務を行う営業所の責任者が異動した場合には、その氏名及びその異動の内容を税関長に届け出なければならない。

第18問 次の記述は、通関業法第22条に規定する通関業者の記帳、届出、報告等に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 認定通関業者でない通関業者は、通関業法第22条第1項（記帳、届出、報告等）に規定する帳簿に記載すべきこととされている通関業務1件ごとの明細の記載を、当該通関業務に関し税関官署又は財務大臣に提出した申告書の写しに所要の事項を追記することによって行うことはできない。
- 2 法人である通関業者は、当該通関業者の事業年度の終了後2月以内に、その取扱いに係る通関業務の件数、これらについて受けた料金の額その他通関業務に係る事項を記載した報告書を税関長に提出しなければならない。
- 3 通関業者は、通関業務のほか、通関業法第7条（関連業務）に規定する関連業務に関しても帳簿を設け、その収入に関する事項を記載しなければならない。
- 4 認定通関業者は、通関業務の従業者に異動があった場合であっても、その者の氏名及びその異動の内容に係る税関長への届出を省略することができる。
- 5 通関業者は、通関業務に関し税関官署に提出した輸出申告書の写しを、その作成の日後5年間保存しなければならない。

第19問 次の記述は、通関士の資格に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 通関士が通関業務に従事する通関業者の営業所が廃止されたときは、当該通関士が当該通関業者の他の営業所に異動し、通関士として通関業務に従事する場合であっても、当該通関士の資格は喪失する。
- 2 通関士が、通関士として通関業法第31条第1項（確認）の確認を受けた通関業者の通関業務に従事しないこととなったときは、通関士の資格を喪失する。
- 3 通関士が、疾病により通関業務に従事できないこととなったときは、当該通関士がその職にあるか否かに関わらず、通関士の資格を喪失する。
- 4 通関士が通関業法の規定に違反して懲戒処分を受けた場合には、その処分内容に関わらず、通関士の資格を喪失する。
- 5 通関士試験に合格した者であっても、その者が従事しようとする営業所において取り扱う通関業務に係る貨物が一定の種類に限られている場合には、通関士となることはできない。

第20問 次の記述のうち、通関業法の規定により税関長が公告しなければならない場合に該当しないものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、該当しないものがない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 通関業法第28条（試験委員）に規定する試験委員を委嘱した場合
- 2 通関業者が新たに設けようとする通関業務を行う営業所に対し、税関長が通関業法第8条（営業所の新設）の規定に基づき許可を行った場合
- 3 通関業者が通関業法の規定に違反したことにより、税関長が当該通関業者に対し通関業法第34条（通関業者に対する監督処分）の規定に基づき戒告を行った場合
- 4 通関士が関税法の規定に違反したことにより、税関長が当該通関士に対し通関業法第35条（通関士に対する懲戒処分）の規定に基づき通関業務に従事することを停止した場合
- 5 個人である通関業者が破産手続開始の決定を受けたことにより、通関業法第10条（許可の消滅）の規定に基づき通関業の許可が消滅した場合

平成28年度 通関士本試験

通 関 業 法

解答・解説

＜H28年度 通関業法 解答＆難易度＞

＜配点＞

選択式	語群選択式	第1問～第5問（各5点）	25点
	複数選択式	第6問～第10問（各2点）	10点
択一式		第11問～第20問（各1点）	10点
合計			45点

【選択式】語群選択式：5点×5問（1箇所1点）

問	項 目	正 解		ランク
第1問	営業区域の制限	イ	⑥	A
		ロ	⑪	
		ハ	⑤	
		ニ	⑫	
		ホ	⑨	
第2問	通関業の許可の承継	イ	⑨	B
		ロ	⑪	
		ハ	③	
		ニ	⑬	
		ホ	④	
第3問	通関士の審査	イ	⑩	A
		ロ	⑬	
		ハ	⑪	
		ニ	⑥	
		ホ	③	
第4問	監督処分	イ	⑥	A
		ロ	①	
		ハ	⑭	
		ニ	⑦	
		ホ	⑩	
第5問	罰則	イ	⑪	A
		ロ	②	
		ハ	⑩	
		ニ	⑨	
		ホ	⑫	

【選択式】複数選択式：2点×5問（解答のすべてが正解した場合のみ）

問	項 目	正 解	ランク
第6問	定義	1, 4	A
第7問	許可の消滅及び取消し	1, 5	A
第8問	通関士の設置	2, 5	A
第9問	通関業法に基づく義務	2, 4	A
第10問	税関長の確認	4, 5	B

【択一式】1点×10問

問	項 目	正 解	ランク
第11問	定義	0	B
第12問	通関業の許可及び営業所の新設の許可	3	B
第13問	欠格事由	3	A
第14問	許可の消滅及び取消し	1	A
第15問	変更等の届出	4	A
第16問	意見の聴取及び検査の通知	0	B
第17問	通関業者及び通関士の義務	5	A
第18問	記帳, 届出, 報告等	3	A
第19問	通関士の資格	2	A
第20問	公告	1	B

A：できてほしい問題

B：中間レベルの問題

C：難易度の高い問題

【選択式】

（語群選択式）

第 1 問 正解 イー⑥ ロー⑪ ハー⑤ ニー⑫ ホー⑨

（業法 9 条）

第 2 問 正解 イー⑨ ロー⑪ ハー③ ニー⑬ ホー④

（業法11条の 2）

第 3 問 正解 イー⑩ ロー⑬ ハー⑪ ニー⑥ ホー③

（業法14条， 2 条 1 号イ(2)， 21条）

第 4 問 正解 イー⑥ ロー① ハー⑭ ニー⑦ ホー⑩

（業法34条 1 項 1 号， 37条 1 項， 2 項）

第 5 問 正解 イー⑪ ロー② ハー⑩ ニー⑨ ホー⑫

（業法42条 1 号， 38条 1 項， 43条 2 号， 45条）

（複数選択式）

第 6 問 正解 1， 4

- 1 ○ 輸出（積戻しを含む）の申告は，通関業務に含まれる（業法 2 条 1 号イ(1)（一））。
- 2 × 輸出又は輸入の申告からそれぞれの許可を受けるまでの間において**指定地外貨物検査の許可の申請手続**は，通関手続の一環として行われるものであり，**通関業務に含まれる**（2 条 1 号イ(1)，基本通達 2-2 (1)）。
- 3 × 通関業者は，通関業務（**関連業務を含む**）に関して**帳簿**を設け，その収入に関する事項を記載しなければならない（22条 1 項）。また，通関業者は，通関業務（**関連業務を含む**）に関する帳簿及び**一定の書類**を，帳簿にあつてはその閉鎖の日から 3 年間，書類にあつてはその作成の日から 3 年間**保存しなければならない**（22条 1 項，施行令 8 条 3 項）。
- 4 ○ 輸入の許可後に行われる**関税の確定及び納付**に関する手続（例えば，輸入許可後の修正申告，更正の請求，**特例申告等**）は，**通関業務に含まれることとされている**（基本通達 2-2 (2)）。

- 5 × 関税法その他関税に関する法令又は行政不服審査法の規定に基づき税関官署又は財務大臣に対して提出する通関手続又は**不服申立て**に係る申告書、申請書、不服申立書その他これらに準ずる**書類を作成することは**、通関業務に含まれる（業法2条1号ロ、イ(2)）。

第7問 正解 1, 5

- 1 ○ 通関業者が兼業している通関業以外の事業を廃止することは、許可の消滅事由と**されていない**（業法10条1項参照）。
- 2 × 通関業者が破産手続開始の決定を受けることは、許可の**消滅事由**である（10条1項4号）。
- 3 × 税関長は、通関業の許可の取消しをしようとするときは、通関業務に関し学識経験のある者のうちから3人以内の**審査委員**を委嘱して、**その意見を聞かなければならない**（11条2項、39条）。利害関係者の意見を聞くのではない。
- 4 × 税関長は、通関業者が一定の事由に該当することとなった場合には、その許可を取り消すことができる。本肢は**取消事由に該当しない**（11条1項参照）。
- 5 ○ 通関業の廃止は、許可の**消滅事由である**（10条1項1号）。

第8問 正解 2, 5

- 1 × 営業所の責任者は通関士でなければならない旨の**規定はない**。
- 2 ○ 通関業者は、その通関業務を営業所ごとに、原則として専任の通関士を1人以上置かなければならない（業法13条1項、施行令4条1項）。ただし、営業所において取り扱う通関業務に係る貨物が、**貨物限定条件**により一定の種類の貨物のみに限られている場合は、通関士の設置を要しない（業法13条1項2号）。すなわち、**許可に条件が付されていない場合には**、その営業所において取り扱う貨物が一定の種類の貨物のみに限られているときであっても、当該営業所に通関士を**置かなければならない**。
- 3 × 通関業者は、通関士設置義務の規定に抵触するに至った営業所があるときは、**2月以内に**、通関士設置義務の規定に適合させるため必要な措置をとらなければならない（業法13条1項、施行令4条2項）。すなわち、専任の通関士を置かなければならない。3月以内ではない。
- 4 × 通関業者は、その通関業務を行う営業所ごとに、原則として専任の通関士を**1人以上置かなければならない**（業法13条1項、施行令4条1項）。2人以上ではない。

- 5 ○ 通関業者は、その通関業務を行う営業所ごとに、原則として専任の通関士を1人以上置かなければならない（業法13条1項、施行令4条1項）。ただし、当該営業所における**通関業務の量**からみて専任の通関士を置く必要がないものとして税関長の**承認**を受けた場合には、専任でない通関士を設置することができる（施行令4条1項かつこ書）。

第9問 正解 2, 4

- 1 × 通関業者（法人である場合には、その**役員**）及び通関士は、通関業者又は通関士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない（業法20条）。通関業者が法人である場合には、その役員が対象となっている。
- 2 ○ 通関業者は、通関業務（**関連業務を含む。**）の料金の額を営業所において依頼者の見やすいように掲示しなければならない（18条1項）。
- 3 × 通関業者は、その**名義**を他人に通関業のため**使用させてはならない**（17条）。名義貸しは禁止されているのであり、財務大臣の許可を受けて名義貸しができるとする規定はない。
- 4 ○ 通関士その他の通関業務の従業者は、正当な理由がなくて、通関業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。そして、**退職後についても、同様に守秘義務が課されている**（19条）。
- 5 × 通関業法においては、研修に関する規定は**設けられていない**。

第10問 正解 4, 5

- 1 × 通関士となる資格に関して、通関業務への**従事年数による制限はない**。
- 2 × 通関業者は、通関士試験に合格した者を**通関士としてその通関業務に従事させようとするときは**、その者が確認拒否事由に該当しないことの確認を受けなければならない（業法31条1項）。
- 3 × 通関業者は、通関士試験に合格した者について、その者が**受験した地を管轄する税関長以外の税関長**の確認を受けることができる。通関士試験に合格した者は、どの税関の管轄区域内においても、通関士となる資格を有するのである（25条）。つまり、通関士試験に合格した者は、受験した税関の管轄区域内のみならず、どの税関の管轄区域内においても通関士となることができる。

- 4 ○ 届出に係る通関士が他の通関業者の通関業務に従事する通関士であるときは、当該併任について異議がない旨の当該通関業者の承諾書を添付させることにより確認を行う（業法基本通達31-1(4)）。すなわち、専任でない通関士として通関業者の通関業務に従事している者であっても、**他の通関業者の通関士となることができる。**
- 5 ○ 通関士となろうとする者は、通関士試験に合格しなければならないが（23条1項）、**国籍による制限を設ける規定はない。**

【択一式】

第11問 正解 0

- 1 ○ 保税運送承認申告手続（関税法63条）は、通関手続に先行する手続であり、**関連業務に含まれる**（業法基本通達7-1(1)へ）。
- 2 ○ 開庁時間外の事務の執行を求める届出については、輸出入等の申告からそれぞれの許可、承認等を受けるまでの間に行われるものに限り、通関業務に含まれる。すなわち、当該届出が、**輸出入申告等の前**又は許可若しくは承認の後にされる場合は、**通関業務ではない**（2-2(1)参照）。
- 3 ○ 関税法その他関税に関する法令以外の法令の規定により輸出又は輸入に関して必要とする許可等の申請は、**関連業務に含まれる**（7-1(1)チ）。本肢はこれに該当する。
- 4 ○ 関税に関する納税申告手続に併せてする消費税に関する納税申告手続は、**関連業務に含まれる**。
- 5 ○ 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機への船用品又は機用品の積込みの申告手続は、**通関業務に含まれる**（業法2条1号イ(1)(三)）。

第12問 正解 3

- 1 × 通関業を営もうとする者は、原則としてその業に従事しようとする地を管轄する税関長の許可を受けなければならない（業法3条1項）。ただし、弁護士法の規定に基づき**弁護士が行う職務**又は弁護士法人が行う業務については、**許可制度を適用しない**（3条5項）。すなわち、通関業の許可を受けることを要しない。
- 2 × 通関業者が、**現在許可を受けている税関の管轄区域外**において、通関業務を行う営業所を新たに設ける場合には、新規に通関業の許可を受けなければならない（3条1項）。通関業の許可に係る税関に隣接する他の税関の管轄区域内は、現在許可を受けている税関の管轄区域外である。
- 3 ○ 営業所の新設に係る規定は、通関業の許可に係る規定が概ね準用されている。「許可申請者が、その人的構成に照らして、その行おうとする通関業務を適正に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること」に関しても**準用されている**（8条2項、5条2号）。
- 4 × 通関業の許可は税関長の判断によってなされるものであり、公聴会を開いて利害関係者の意見を聴かなければならない旨の**規定はない**。
- 5 × 通関業者は、通関業のほか**通関業以外の事業を営むことができる**（4条1項5号参照）。

第13問 正解 3

- 1 × 通関業を営む営業所については、原則として通関士を置かなければならない（業法13条1項）。したがって、通関業の許可の申請の際には、通関士試験合格者を現に雇用しているか、又は雇用することが、雇用契約等により確実と認められなければならない（業法基本通達5-4）。必ずしも現に雇用している必要はない。
- 2 × 許可申請者が法人である場合、法人の役員がいずれかの欠格事由に該当するときも、当該法人は欠格事由に該当することとなる（6条8号）。しかし、従業者については、このような規定はない。
- 3 ○ 関税法に定める一定の違反行為をしたことにより、罰金刑又は通告処分を受けた者であって、刑の執行を終わり、若しくは刑の執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過しないものは、通関業の許可を受けることができない（6条4号イ）。関税法111条（許可を受けないで輸出入する等の罪）の規定に該当する違反行為は、これに該当する。
- 4 × 港湾運送事業法違反による罰金の刑に処せられた者は、欠格事由に該当しない（6条参照）。
- 5 × 公務員で懲戒免職処分を受けた者であって、その処分を受けた日から2年を経過しないものは、通関業の許可を受けることができない（6条7号）。3年ではない。

第14問 正解 1

- 1 × 通関業を廃止したときは、通関業の許可は消滅する（業法10条1項1号）。廃止とは、通関業を永久にやめることである。一時的に休むことである「休止」とは異なる。「休止」は消滅事由ではない。
- 2 ○ 通関業の許可を受けた者が法人である場合は、その解散により通関業の許可は消滅する（10条1項3号）。
- 3 ○ 税関長は、通関業者が通関業の許可の欠格事由のうち、一定のものに該当するに至ったときは、その許可を取り消すことができる。本肢はこれに該当する（11条1項2号、6条1号）。
- 4 ○ 3で述べたことと同様に本肢も取消事由に該当する（11条1項2号、6条4号イ、6条8号）。
- 5 ○ 税関長は、法人である通関業者の役員が欠格事由に該当するに至ったときは、その許可を取り消すことができる（11条1項2号）。本肢はこれに該当する（6条8号、6条3号）。

第15問 正解 4

- 1 該当しない 変更等の届出（業法12条）を要する場合に**該当しない**。
- 2 該当しない 変更等の届出（業法12条）を要する場合に**該当しない**。
- 3 該当しない 変更等の届出（業法12条）を要する場合に**該当しない**。
- 4 **該当する** 通関業法10条1項の規定により通関業の許可が消滅した場合には、変更等の届出が**必要となる**（12条3号）。本肢はこれに該当する（10条1項3号）。
- 5 該当しない 変更等の届出（業法12条）を要する場合に**該当しない**。

第16問 正解 0

- 1 ○ 通関業者が他人の依頼に応じて税関官署に対してした納税申告について、次の場合に基因して**増額更正**をする場合には、税関長は、その通関業者に対し、当該相違に関し意見を述べる機会を与えなければならない（業法15条本文）。
 - ① 貨物の関税率表の適用上の所属
 - ② 課税価格の相違
 - ③ その他関税に関する法令の適用上の解釈の相違本肢はこれに該当する。
- 2 ○ 次の場合には、意見の聴取の機会は与えられない（15条ただし書）。
 - ① 減額更正の場合
 - ② 計算又は転記の誤りその他これに類する客観的に明らかな誤りに基因する**増額更正である場合**
- 3 ○ 税関長は、通関業者の行う通関手続に関し、税関職員に次の検査をさせるときは、当該**通関業者**又はその**従業者**の立会いを求めるため、その旨を当該通関業者に**通知**しなければならない（業法16条、施行令7条）。
 - ① 輸出貨物又は輸入貨物の検査
 - ② 積戻し貨物の検査
 - ③ 保税蔵置場に置く貨物の検査
 - ④ 保税工場に置く貨物の検査
 - ⑤ 総合保税地域に置く貨物の検査
 - ⑥ 保税展示場に入れられる貨物の検査
- 4 ○ 3で述べたように本肢も正しい記述となる。
- 5 ○ 2で述べたように本肢も正しい記述となる。

第17問 正解 5

- 1 × 通関士その他の通関業務の従業者は、正当な理由がなくて、通関業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。そして、**退職後についても、同様に守秘義務が課されている**（業法19条）。3年間に限定されているわけではない。
- 2 × 通関士は、その名義を他人に通関業務のため使用させてはならない（33条）。本肢のような**例外規定はない**。
- 3 × 本肢のような揭示義務に関する**規定はない**。揭示義務があるのは、通関業務及び関連業務の料金の額のみである（18条1項）。
- 4 × 通関士による通関書類の審査を要する営業所は、通関士が通関業務に従事している営業所である（14条かつこ書）。通関業者は、通関士を設置する必要のない営業所に通関士を置いた場合（任意設置）には、**通関士が通関業務に従事している**のであるから、審査及び記名押印をさせる**必要がある**（業法基本通達14-1）。
- 5 ○ 通関業者は、通関士その他の通関業務の従業者の**氏名**及びその**異動**を税関長に届け出なければならない（22条2項）。この届出は、通関業務を担当する役員、通関業務を行う**営業所の責任者**、通関士及びその他の通関業務の従業者に区分し、かつ、当該役員以外の者にあつては各営業所ごとに、新たにこれらの者が置かれた場合又はその後これらの者でなくなった場合その他これらの者の区分の間に異動があつた場合に、そのつど、これらの者の氏名及びその異動の内容その他参考となるべき事項を記載した届出書を提出することによってすることとされている（施行令9条1項）。

第18問 正解 3

- 1 × 通関業法22条1項に規定する帳簿には、通関業者の通関業務を行う営業所ごとに、その営業所において取り扱った通関業務の種類に応じ、その取り扱った件数及び受ける料金を記載するとともに、その1件ごとに、一定の事項を記載しなければならない（明細の記載）。そして、この明細の記載は、**通関業者が保管する書類（輸出入申告書等の写し）に所要の事項を追記することによっても行うことができる**（施行令8条4項）。認定通関業者でない通関業者であっても同様である。

- 2 × 通関業者は、その取扱いに係る通関業務の件数、これらについて受けた料金の額その他通関業務に係る事項を記載した報告書を毎年1回税関長に提出しなければならない（業法22条3項）。この定期報告書には、毎年4月1日から翌年3月31日までの間に終了する通関業者の事業年度ごとに、一定の事項を記載して、**翌年6月30日までに**これを提出しなければならない（施行令10条1項）。2月以内ではなく、**3月以内**に提出する。
- 3 ○ 通関業者は、通関業務（**関連業務を含む。**）に関して帳簿を設け、その収入に関する事項を記載しなければならない（業法22条1項）。
- 4 × 通関業者は、通関士その他の通関業務の従業者の氏名及びその異動を税関長に届け出なければならない（22条2項）。認定通関業者がこの届出を**省略できる旨の規定はない**。
- 5 × 通関業者は、通関業務に関する帳簿及び一定の書類を、帳簿にあってはその閉鎖の日から**3年間**、書類にあってはその作成の日から**3年間**保存しなければならない（22条1項、施行令8条3項）。本肢の書類は一定の書類に該当する（8条2項）。保存期間は5年ではなく、3年である。

第19問 正解 2

- 1 × 通関士が通関業務に従事する通関業者の営業所が廃止されても、当該通関士はその**資格を喪失しない**（業法32条参照）。当該通関士が他の営業所に異動し、通関士として通関業務に従事するのであれば、その資格を喪失することはない。
- 2 ○ 通関士が、確認を受けた通関業者の**通関業務に従事しないこととなった場合**には、その資格を**喪失する**（32条1号）。
- 3 × 通関士が確認を受けた通関業者の通関業務に従事しないこととなった場合には、その資格を喪失する（32条1号）。退職や通関業者の通関業務以外の業務への転出がこれに該当する。ただし、通関士が**疾病**その他やむを得ない理由により通関業務に従事できないこととなった場合は、当該通関士が**その職にある限り**、その資格を**喪失しない**（業法基本通達32-1(2)）。
- 4 × 通関士が懲戒処分を受けた場合、その処分が従業禁止処分であるときは、その資格を喪失するが、**戒告処分及び従業停止処分**であるときは、その資格を**喪失しない**（32条2号、6条6号）。
- 5 × 従事しようとする営業所において取り扱う貨物が一定の種類に限られている場合に通関士となることができない旨の**規定はない**。

第20問 正解 1

- 1 該当しない 試験委員を委嘱した場合に税関長が公告しなければならない旨の規定はない。
- 2 該当する 営業所の新設に係る規定は、通関業の許可に係る規定が概ね準用されている。許可の公告についても準用されている（業法8条2項、3条4項）。すなわち、公告をしなければならない場合に該当する。
- 3 該当する 税関長は、監督処分をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない（34条2項）。
- 4 該当する 税関長は、懲戒処分をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない（35条2項、34条2項）。
- 5 該当する 税関長は、通関業の許可が消滅したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない（10条2項）。